

◆投票日：6月28日（日） ◆告示日：6月23日（火）

◆投票時間：午前7時から午後8時（予定）

【期日前投票について】

- ・ 期間 6月24日（水）～27日（土）
- ・ 時間 午前8時半～午後8時まで
- ・ 場所 役場1階和室

【立候補予定者事前説明会について】

- ・ 日時 6月5日（金）午前10時から
- ・ 場所 役場3階会議室

※詳しくは町選挙管理委員会（役場総務課内）☎78-3111（213）までお問い合わせください。

八代税務署からのお知らせ

●八代税務署 ☎0965-32-3141

期限内に納付できなかった場合には

国税を期限内に納付できなかった場合は、延滞税を併せて納付しなければならないだけでなく、財産差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。まだ納税がお済みでない方は、早急に、最寄りの金融機関で納付を済ませるか、納付できない事情がある場合には、お早めに最寄りの税務署にご相談ください。なお、期限を過ぎて納付される場合は、延滞税の計算がありますから、最寄りの税務署にご連絡ください。

平成21年分路線価図等の公開について

平成21年分の路線価図等は、7月1日（水）に一斉公開します。路線価図等は、国税庁ホームページに掲載しますので、ご自宅などでインターネットにより閲覧することができます（<http://www.nta.go.jp>）。なお、全国の国税局、税務署でも窓口備付けのパソコンにより閲覧することができますが、公開日における窓口での閲覧は混雑が予想されますので、ご利用の際は、ご自宅などのインターネットからご覧ください。

平成21年
10月より住民税の年金からの
引き落としが始まります。
〈特別徴収制度〉65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方に
お知らせです。引き落としの
対象となる年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落としされる
住民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが
中止となる場合は…

引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により役所（場）や金融機関などで納める方法）により納めていただくことになります。

(例) 住民税の年税額が
12万円（年金所得のみ）の場合

平成21年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)				年金から引き落とし (特別徴収)		
月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月
税額(円)	15,000	15,000	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000
算出方法	1/8	1/8	1/8	1/8	1/6	1/6	1/6

6月から9月までは年税額の1/8ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落としします。

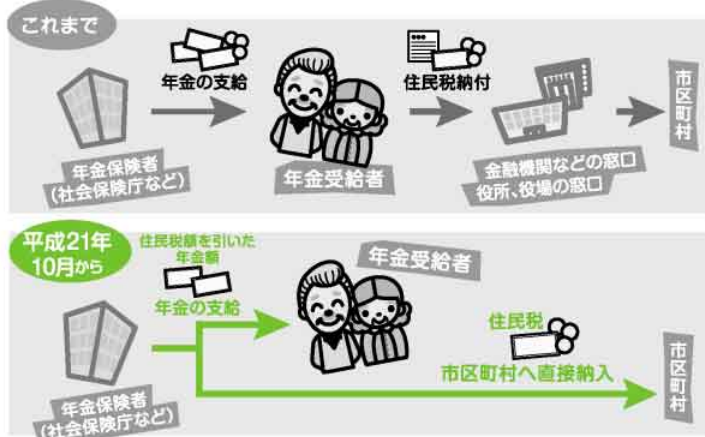
平成22年度以降の納め方

	年金から引き落とし (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額(円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落としします。
10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落としします。

新たな税負担が生じるものではありません。

問い合わせ先 役場住民課税務班 78-3111(122)

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち
住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。ただし、以下の方については、対象となりません。

- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など